

食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会概要

【日 時】平成24年9月7日（金）10：00～12：00

【場 所】農林水産省第2特別会議室

【出席者】委 員：熊倉委員（部会長）、近藤委員、佐藤委員、中嶋委員
臨時委員：大木委員、三浦委員
専門委員：有田委員、上江洲委員、小笠原委員、片平委員、金城委員、戸名委員、中野委員、久野委員、村上委員
農林水産省：生産局（今井局長、今城農産部長、青山地域作物課長、藤田砂糖類調整官）、食料産業局（遠藤新事業創出課長）、消費・安全局（福盛田植物防疫課長）、技術会議事務局（佐々木研究交流管理官）

- 議 事： 1 開会
2 今井生産局長挨拶
3 議事
・平成24砂糖年度に係る砂糖調整基準価格及び平成24でん粉年度に係るでん粉調整基準価格について
・その他
4 閉会

【概 要】

冒頭、生産局長から挨拶が行われた後、熊倉部会長の議事進行の下、青山地域作物課長から砂糖及びでん粉政策をめぐる現状と課題及び平成24砂糖・でん粉年度の調整基準価格の事務局案について、それぞれ説明があった。

その後、委員による意見交換が行われた。その意見交換の概要は以下のとおり。

近藤委員：調整基準価格については異存はない。

何点か質問等したい。資料3の12頁のでん粉の生産量・輸入量の推移で、輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチは22砂糖年度はアップしているが、説明文では減少傾向となっている点について教えていただきたい。それから、同じく16頁について、グラフでは近年、焼酎原料用は減少傾向にあるが、説明文では「焼酎用かんしょ需要の増加等からでん粉原料用への供給量が減少」となっている理由は何か。17頁にあるでん粉原料用かんしょの新品種「こなみずき」について、高齢化社会や障害のある方に対する対策が今後非常に重要になってくる中で、ゲル状食品の品質が長期間保持できるなど、従来と違った特性を持つ品種の開発・用途について、有意義と感じ、大変興味を持ったところ。

佐藤委員：調整基準価格については異存はない。

説明を聞いて現状は理解できたが、少し先のことを考えた場合について質問したい。砂糖、でん粉など色々説明をいただいたが、例えばさとうき

びに絞って質問したい。さとうきびは鹿児島・沖縄にとって非常に重要な作物だが、経営規模が零細で低コスト化が難しい。そういった中で、経営規模拡大や強い農業のための構造政策を進めることが必要であり、それにより補てんすべき額も少なくなると思うが、規模拡大にも自ずと限界があるということ为前提として考えると、世界の動きの中で段々と国境措置がなくなる場合、調整金方式の現制度の維持は難しくなるだろう。その時に、地域にとって重要なさとうきびについてはどうなるのか。例えば、戸別所得補償でどこまで支えられるかということを知りたい。もう一つの質問としては、それも難しいとしたときに、地域を支えるために代わり得る農業として何があるのかということについて、知恵や考えがあればお聞きしたい。

中嶋委員：調整基準価格については異存はない。

砂糖の調整基準価格については前年同ということであるが、他方、昨年のさとうきびの大不作によって生産費が上がるということは先ほど説明にもあったところ。したがって、現場で起こっている様々なゆがみについては、別途措置をしなければいけないということだと思うが、そのことについては既に対策を講じているということであり、今後も継続的に対策を行っていただきたい。砂糖やでん粉は地域経済の基盤となると同時に、食料自給率を下支えする重要な役割を果たしている。昨年のさとうきびの不作はショッキングなことだったが、気候変動や国際相場など様々な面でのリスクが内在していると思うので、当該価格調整システムの維持のための中長期的な対応を今のうちから考えておく必要がある。

大木委員：調整基準価格については異存はない。

砂糖の消費は減少傾向にあるが、今、デパートのスイーツ売り場は賑わっている状況にある。しかしながら、このスイーツに無くてはならない食材としての甘味資源については、一般的にはあまり関心がないのではないか。砂糖の中で最も使われている上白糖にしても、塩、味噌、醤油などの調味料と異なり、特徴や味に差がないので、消費者のほとんどは値段で購入しているのが実態だろう。安い価格で提供するために生産者や関係企業の皆さんがコスト削減の努力をされていると思うが、残念ながら、まだまだ消費者にはその努力が見えていない。

また、てん菜は重要な作物であるのに、長い労働時間等から作付面積は減っている。これについては消費者としても頑張ってもらいたいと思う。てん菜の収入の4割を占める公的負担については高いと思われるかもしれないが、このような制度の必要性については少しずつ理解が深まっていると思うので、その背景がもっと一般消費者に理解されるよう一層力を入れていただきたい。日本の農業の維持は非常に大事なことなので、これからも皆で考えていかなければならない。

三浦委員：調整基準価格については異存はない。

食品の面から呼ばれていると思うので、砂糖のことについて話をさせて

いただきたい。数年前からこの会議に出席させていただいているが、砂糖の消費が一向に増えていない。これは、砂糖がフードファディズムの煽りを受け、そこから回復できていないため。一度煽りを受けると、国が相当努力して砂糖の重要性を国民に説明していかなければ、回復は難しいと考えている。砂糖へのフードファディズムは「砂糖を食べると糖尿病になる」「砂糖を食べると太る」といった科学的な根拠が全く無いナンセンスなものであり、残念に思う。

砂糖は科学的な面では優れた機能を持っており、即効的な脳のエネルギー源となる。また、人々が集まるところには必ず甘い物が用意されている。

日本は世界一の長寿国であり、その背景には、和食を中心とした日本型食生活があることが明らかになっているが、砂糖は、和食の調味料として欠かせないものであり、日本型食生活の原点とも言える。農林水産省が日本食文化をユネスコ無形文化遺産に登録しようという動きがあると伺っているが、砂糖の消費量を増加させるには、和食を復活させることが大きな課題だと思っている。調査によると、油脂の摂取量が増えると砂糖の摂取量が減るという相関関係があるので、やはり、洋食よりも和食中心の食生活が良いということになると思う。

砂糖は多くの特性を持ち、調理面では、脱水作用や防腐効果は大いに利用できる。また、着色効果は食品工業の分野にも活用できる。

フードファディズムに流されないよう、日本型食生活の復活を国を挙げてアピールしていく必要がある。

久野委員：提案の内容については、本質的には了とできないが、財政の、業界の現状を考えると了とせざるを得ない。私がここで了としないと話が成り立たなくなる。

砂糖が減少しているのは何故か。それは加糖調製品と砂糖で扱いが不平等であることが一つ。農林水産省が（加糖調製品への）風穴を開けた時は220円/ドルだったが、現在は80円/ドル程度となり、加糖調整品がどんどん入ってくるようになり、現在は約50万トンも輸入されている。このような中、砂糖だけが調整金を負担してきた。

国際情勢をみると、TPPに入るかどうかという議論がなされているが、糖価調整制度に長年携わってきた我々精製糖業界も、安く仕入れて問屋、特約店、消費者に安く売るというデフレの流れにくたびれてきた。TPPに入れば、海外から砂糖が安く入ってきてしまうのはもちろんだが、これとは別に糖価調整制度をどうするか考える時が来ている。砂糖の自給率を現行の26%から36%にするという目標は、はたして達成できるのか。お題目だけなら止めた方がいい。具体的に、品目ごとに目標を立て、そのためには競争力をどう付けていくのか、地場産業をどう守るのか、といったことを考えるべき。

調整金の負担はほとんどが精製糖メーカーで国の負担は少ない。国策として自給率をどうするのか、農業維持をどう考えるのか、それとの整合性を考えていかないといけない。今年の調整率がどうこうという次元のことではない。

「TPP を考える国民会議」の副代表をやっているが、私はどちらかというところと TPP に反対。財務省、農林水産省の官僚に聞いたが、調整金は関税としてアカウントしていないということであった。調整金は税金の一つであり、かつ関税と同じもの。そういう中で（調整金を関税に含めないまま）TPP の議論をしてもおかしいのではないか。

調整率を税金と考えると、砂糖の金額に消費税 5% をかけるのは、調整金という税金に税金をかける行為。私は納得できないので行政法の権威である園部元最高裁判事に聞くと、憲法違反であると言っていた。消費税増税については、一定期間、食品は除外する等の措置が必要ではないか。農林水産省は財務当局とよく話をすべき。この状況を放置すると、我が社（塩水港精糖株式会社）も上場企業であり、株主から訴えられる恐れがある。そういう状況になると憲法違反として我々も国を訴えないといけなくなる。法の下での平等の理念に反している。

消費税増税に関しては国家の観点からは是とするが、砂糖はこれまで税金の負担という面で国家財政に大きく貢献してきた。明治 18 年に言われなき砂糖消費税が課されるまでは、醤油と菓子に税がかかっていた。調べてみたところ、明治 15 年に、一番税金を納めているのは栄太楼 1,500 円と風月堂 700 円だった。消費税と食品は国民生活に大きな影響がある。永遠にとは言わないが、一定期間、食品を消費税の対象から除外することを政府は積極的に検討してほしい。

TPP に関して言うと、参加する・しないに関わらず、自給率に影響を与える。米国は砂糖を除外するということを検討しているようだが、除外は本当に認められるのかどうか、その点も見越して政策立案を進めてほしい。

砂糖は言われなき中傷を受けて、それを払拭するためにこれまでずっと努力してきた。10 年間にわたる砂糖の普及啓発活動に加え、輸入粗糖の関税を廃止したが、これらがなければ、私のシミュレーションでは砂糖の消費量は現在 200 万トンのところが 180 万トンを下回っていたはず。

今週、さる政府高官と話をしたが、防災における砂糖の役割の重要性を認識してもらおうよう話をしておいた。我が社の工場は横浜にあるが、砂糖は腐敗せず、エネルギー源として有用であるにもかかわらず、横浜市の防災マニュアルに砂糖が非常用食品として位置付けられていなかった。このため、厳しく指摘して、砂糖を非常用食品に指定させ、我が社の砂糖を何かあった時に横浜市民に供出する協定を横浜市と結んだ。その事では横浜市から感謝状を頂いている。農林水産省は防災対策として砂糖の役割をもっとアピールすべき。

昨今、自殺者が多いのは、科学的な立証はされていないものの、甘い物を摂取していないからではないかと考えている。甘い物を食べないと、脳にエネルギーが行かず、低血糖症になり、精神が不安定になることで自殺に至っているのではないか。

農林水産省はもっと食生活に関する基本的な概念について予算を要求すべき。くだらない予算を要求せず、しっかりした予算を要求してもらいたい。

戸名委員：調整基準価格については異存はない。

米国の大干ばつの影響でとうもろこし生産量が大幅に減少していることから国際相場は高騰しており、現在の価格は、豊作予想であった6月中旬の価格より約1.5倍となっている。価格ばかり注目されるが、とうもろこしを扱う製造事業者としては、問題が2点ある。

一つ目は、とうもろこしの品質が非常に悪いということ。干ばつによるストレスから、種子自体の品質の低下や種子の割砕による歩留りの低下といった品質上の問題が懸念されているところ。

二つ目は、カビ毒の一種であるアフラトキシンの発生の問題。ここで誤解のないようにお願いしたいが、我々、とうもろこしを使う製造事業者（コーンスターチ・糖化製造事業者だけでなく、飼料関係も含めて）は、製造過程においてきちんと対応した上で製品を作っているため、安全性に問題あるという意味で申し上げているわけではない。ただ、アフラトキシンが発生すると、当初予定した原料を使うことができないため、再発注費用等の新たな費用が発生し、コストを圧迫する非常に大きな要因となる。今後、アフラトキシン問題はいろいろな面で対処していかなければならない。

また、砂糖及びでん粉の価格調整制度については、砂糖等の消費者への安定供給と国内農業の維持を担っている非常に重要な位置付けにあり、制度を健全に継続させるという観点から、調整金収支の均衡は極めて大事と認識している。そうした中で、コーンスターチ、異性化糖及び水飴等を製造する業界として、制度における異性化糖に関して一言申したい。異性化糖の需要量や用途は飲料や食品向けを主体として既に確立されており、素材として定着していると考えられる。過去15年間大きな変化がない状況にあることから、異性化糖は砂糖の調整金収支の不均衡の原因ではないと考えている。従って、異性化糖の調整金による砂糖の調整金収支の不均衡の是正という考え方は、我々の業界としては承服しがたい面があるので、品質格差係数の設定や制度運用に関しては、引き続き十分な配慮をお願いしたい。

有田委員：調整基準価格については異存はない。

私どもは、でん粉の消費者であると同時に、でん粉を利用して異性化糖を製造する製造事業者という二面性を持っている。そうした立場から、最近のトピックや砂糖及びでん粉の価格調整制度について、いくつか申し上げたい。

一つ目は、最近の円高に関連した動きだが、私どもの会社では、円高を利用して海外（タイやインド）に進出して製品を製造している。また、農家の中には、海外の安い土地・労働力をもって高品質な農作物の生産を目指す者も出てきている。友人の中にもフィリピンやブラジルでさとうきびやでん粉の生産をやっていききたいと言う者がいる。彼らからは、日本人が円高を利用して海外で低コストで生産した農作物・製品等をなぜ日本に持ち込めないのか、という相談を受けるが、当方からは回答し難く、なかなか難しい問題だと思っている。

二つ目は、米国の干ばつの影響により原料調達が難しい状況にある中、Non-GMOを望むユーザーや消費者に応えるため、Non-GMOのでん粉の確保に向けた対応策をどうしたらいいのかという問題がある。

三つ目は、本制度がスタートしてから5年経過し、いろいろな問題が生じてきていると思っている。我々としても問題点を検証しているところであり、今後の制度のあり方について議論ができるようご協力願いたい。

中野委員：鹿児島県の甘蔗分蜜糖の製糖会社6社からなる日本甘蔗糖工業会会長の
中野でございます。

調整基準価格については、我々は交付金によって地域経済とともに支えられている立場であり、異存はない。むしろ厳しい調整金勘定の中で配慮いただき有り難く思っている。

(昨年の)大凶作と言われた後の今年の状況と史上最大となった奄美と沖縄を直撃した台風15号の影響について報告したい。

今年の生育については、最悪と言われた昨年の凶作を受け、製糖会社も生産者も様々な助け合いを行い、増産活動に励んできた。8月1日時点の作柄で言うと、茎の長さは例年より1割程度伸びているが、逆に単位面積当たりの茎数(さとうきびの本数)は1割少ない。結果、ほぼ平年並みという状況。

その状況で台風15号が襲来し、大島地方では3日間にわたり20~30m/sの強風が吹き、奄美諸島のどの島にも例年の10倍程度となる400~500mmの降雨があった。島内を視察したが、葉部の損傷がひどく、葉が全て吹っ飛ばされて茎だけになっていたり、全島・全地域で倒伏が発生していたりで、数万トンの収量が落ちているのではないかと見込まれる(率で言うと6~8%の減少)。今年の鹿児島県の収量としては、ここ数年の平均が60数万トンのところ、55万トン前後になる見込みで、今年も非常に厳しい。

我々(製糖工場)も大幅に赤字だが、生産者も農薬・肥料・収穫手数料の支出が多く、収支が赤字になっている状況。そのような状況を農林水産省に逐次報告させていただき、今年、防除費用に7億円、製糖設備の緊急対策費用で10億円措置をしていただいたのは、大変有り難く、農家も製糖会社も一息つくことができた。

この制度の中で我々が無茶無体なことを要望するつもりはないが、地域経済を支えているということから、一定のご配慮をいただきたい。

東京から1,000kmでコンパスで円を書くと大隅半島の先、種子島の辺り。1,500kmだと沖縄本島北部になる。砂糖の価格調整制度で6社が支えている経済は、東京から1,000km~1,500kmのゾーン。人口はわずか20万人しかおらず、他に観光や土木のような産業もあるが、さとうきびのように波及効果があり、裾野の広い産業は他にない。もっといいものがあればすでに取り組んでいる。ほかに代替できるものがないのでさとうきびを作っている。代替するものを探す努力をしないわけではないが、現状がそうなっているのは代替するものがないということだと思っている。

最後に、私の会社(南西糖業)は徳之島の製糖会社で、たかだか30億円程度の売り上げだが、いろいろな業務を発注する会社は200社ほどある。

そのうち約 130 社が徳之島の会社、次の約 40 社が（島外の）鹿児島県の会社、残る 30 社強が東京等それ以外の地域の会社である。それだけ地域経済における需要を喚起しているということもご理解いただきたい。

上江洲委員：調整基準価格等については異存ない。日頃より沖縄糖業の振興にご配慮いただき、誠に感謝している。

沖縄のさとうきびの状況について若干説明する。昨年は低温・日照不足による初期生育の不良、台風・塩害・干ばつ、害虫の異常発生等、様々な要因が重なり、単収が低下した。生産量は 54 万トンとなり、前年（22 年産）比 34%ダウンとなる大減産となった。これは、さとうきび産業の危機と言われ、国の事業としてさとうきび増産プロジェクトを立ち上げる契機となった平成 16 年産の 68 万トンの不作よりも悪い深刻な数字である。この緊急事態に、国・県により農家が立ち直れるようにと、種苗育成、病害虫の防除、株出管理作業の推進などが行われている。私ども製糖会社も資料にあるとおり、粗糖の減産と交付金単価・製品単価の下落が重なり、収入が激減し、大変厳しい経営状況にあるが、行政・JA と力を合わせて農家支援に取り組んでいる。

今年の沖縄のさとうきびの生育状況は、茎の長さは平年並みだが、10 a 当たりの生育本数が少なく、単収の低下が懸念される。さらに先般の台風 15 号により、広範囲で葉の先端が裂ける葉片裂傷が見られ、生長停滞は避けられず、今年の生育も心配される。

不作の時の補償として共済があるが、沖縄のさとうきび農家の加入率は 28% と低く、補償を受けられない農家が見受けられる。加入率の低い一因としては災害常襲地域であり、掛け金が高く負担が大きいことが理由として考えられる。交付金支給要件に農業共済加入を義務付け、全農家が共済に加入するよう図ることも可能かと思う。そうなると加入者数も増え、掛金も下げられる。

生産を安定化し、農家の利益を確保するためには、気象条件等に大きく左右される単収のみに頼るのではなく、機械化で作付面積の維持・拡大を図ることが大切である。それによって、農家の生産性向上と製糖工場のコスト削減を推進する。そうすることが、国民負担を軽減し、糖価調整制度の維持に繋がる。

さとうきび栽培が必要であることの一例だが、糖価調整制度により国境の島々の人はさとうきび栽培が可能となり、離島の地域社会を守ることができる。国防・安全保障機能の維持でもあり、国益にも貢献している。この制度がなければ、離島の地域経済は崩壊し、国防・安全保障機能が損なわれる可能性がある。沖縄のさとうきび農家には、糖価調整制度の重要性を認識してもらうとともに、国益に貢献していることを誇りに思ってもらいたい。

小笠原委員：調整基準価格については異存はない。

ホクレン農業協同組合連合会が 9 月 2 日の全国紙に「日本の冷蔵庫、北海道」「畑の優等生、てん菜」と広告を出したが、新しい砂糖年度が始ま

ろうという時期にてん菜の非常に良いPRになったと思っている。

資料3の5、6頁（てん菜の動向）についてお話を申し上げたい。てん菜の作付面積は、最盛期の7万5千haから6万haを切る水準にまで減少している。22、23年産は天候が非常に悪く砂糖の減産を強いられた。農水省が設定した交付金の対象数量は64万トンだが、22年産は46万トン、23年産は56万トンの産糖量であり、操業度が大きく下がっている。そのため、今年の日候はどうかと気を揉んでいるところ。作付面積が減少すると、操業度の低下によりコストが上昇するだけでなく、運送業者、建築業者といった関連産業が打撃を被り、地域の活性化が失われる。北海道農業協同組合中央会と連携して、まずは面積の減少に歯止めを掛け、それから面積を増やすことを考えていきたい。

作付面積減少の要因としては、経済的な面では、19年以降の制度改正による生産者の手取り感の減少、社会的な面では、後継者不足、農家の高齢化が挙げられる。また、農家が、交付金対象数量の64万トンのキャップによる疎外感やTPPに対する不安感を感じているといった精神的な要因も考えられる。

現在、北海道では、そばの作付面積が猛烈な勢いで増えている。水田地帯の上川、空知地方でもそばの作付面積が130%程増えている。そばを退治しなければ、手間暇掛けて作った田畑がそばばかりになってしまう。北海道も昔からそばの産地があるが、そばが増え過ぎることで価格が下落し、昔からの産地が立ち行かなくなることになる。

流通面では、アスパルテムをはじめとする高甘味度甘味料の影響が大きい。これを野放しにしておくと、北海道の製糖工場が2～3工場ふっとぶぐらいの量がすぐに流通することになる。こちらについても早めに対策を講じてもらいたい。

てん菜糖業としては生産者団体と連携して、作付面積を6万haに回復させたいと考えているので、さらなるご支援ご協力をお願いしたい。

金城委員：調整基準価格については異存はない。

さとうきびの生産の現状については、他の委員の話のとおりである。生産局長の話にあった生産回復に向けた予算措置に注視しているところ。今後も前向きに検討していただきたい。

昨年の大不作の影響で生産者の手取りが前年に比べ100億円減少した。さとうきびは4.3倍の産業波及効果があることを考えると、430億円の経済効果が減少したことになる。

さとうきびからの代替について言うと、沖縄本島では他品目の代替が比較的進んでいるが、依然、離島はさとうきび依存度が高く、昨年のような大不作になってもさとうきびを作っていかなければならない状況。糖価調整制度は収支バランスの問題はあるが、生産者と消費者を結ぶ大変素晴らしい制度だと理解している。このエンジンを円滑にする潤滑油が調整金。それを農林水産省が音頭を取り、それぞれが応分に負担・努力をして、総合的に支えあっていかなければならない。これ以上消費者に負担させることは困難。

中長期的には、甘味資源の政策が、地域、島の産業を守っており、農林水産省は省の範囲を超えて、これら地域を守っていることになる。本来は、官邸サイドまで含めて内閣府や財務省、海上保安庁、国土交通省、外務省などの問題でもある。与那国などの島に自衛隊を常駐させないといけないという問題も出ている。離島に継続的に居住していないと、領土権、領海権、排他的経済水域の主張もできないのが国際条約上でも明確化されている。離島に人が住んでいるのは、ひとえに農林水産省が農林水産行政、甘味政策の中でさとうきび生産を守っていることによるものであり、このことを官邸に丁寧に伝えてほしい。離島のさとうきびがお荷物ではなく、国防上重要であり、直径 720km の海洋資源、海底資源を守っていること、排他的経済水域を守っているということを認識していただきたい。さとうきびの重要性について、国民だけではなく、他の省庁にも理解してもらい、農林水産省の責務を他の省庁に分担してもらおうくらいのつもりで、高い視点から考えていただければと思う。

片平委員：調整基準価格については異存はない。

今年のでん粉原料用かんしょの生産状況について、作付面積は前年並みの約 1 万 4 千 ha となっており、生育状況は、これまで干ばつや豪雨が一部あり地域によって若干ばらつきがあるものの、今年は何とか平年並みかそれ以上になるのではないかと見込んでいる。

さとうきびについては、今年が生産計画による作付面積は 1 万 ha と前年並みとなっている。なお、23 年産は未曾有の大不作となり、今年もその影響が大分心配されているところだが、国の積極的な生産回復対策の支援を基に、地元は行政、製糖会社一体となって生産回復に向けた取組を進めているところ。そうした取組の結果、今年も回復しつつあったところだが、台風 15 号の被害の影響もあり、依然として農家は厳しい状況に置かれている状況にある。台風常襲地域である鹿児島県、特に離島（種子島、大島）では、災害に強いさとうきびを作っているものの、やはり自然災害のリスクが高いので、農水省から今後も生産回復対策を措置していただけることは有り難い。引き続き価格調整制度の維持を基本としながら積極的な政策支援をお願いしたい。

村上委員：調整基準価格については異存はない。

てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、資料で説明があったとおりであり、小笠原委員からもてん菜についてのお話をいただいた。北海道の輪作体系の維持のために、両作物の作付面積の減少に何とか歯止めをかけるべく、関係者が一体となって一層の努力を重ねてまいりたい。

高齢化、労働時間の問題といった作付面積の減少要因はあるが、近年、気象変動が非常に大きくなってきており、気象変動に耐え得るような、一層の効率化、機械化が必要な時期に来ていると思っている。

過去 2 年は不作が続き、今年も春先の定植時期にかなりの雨が降り心配していたが、8 月に入りどの作物も平年並みに回復してきたところ。しかしながら、お盆を過ぎて 9 月に入っても、かつてない猛暑が続いており、

この猛暑が収穫時期にどのような影響をどの程度与えるのか、心配しているところ。

てん菜、でん粉原料用ばれいしょは原料作物であり、鹿児島、沖縄のさとうきび同様、北海道の地域経済を支える大きな柱となっている。政策支援をいただきながら、地域の中でも作付指標面積等を産地に示しながら、両作物の安定供給に努めて参るので今後ともよろしくお願ひしたい。

熊倉部会長：有難うございました。委員の皆様方からの意見・質問について事務局から説明いただきたい。

青山課長：近藤委員からのご質問について、12頁のでん粉供給量の22砂糖年度の増加は、震災後の需要の反動があったことによるもので、23砂糖年度の記載はないが、長期的には減少の傾向が見られるとしているところ。16頁の焼酎については、22～23年産のかんしょは不作だったが、大手焼酎メーカーが新工場を新設した等、焼酎用に回った部分があった。資料について少し言葉不足だったことは反省。

佐藤委員からは、国境措置が無くなった場合どうなるのか等のご意見をいただいた。この制度が地域社会を支えている重要性については多くの委員からご発言いただいたところ。（18頁の図を見ながら）国境措置を廃止した場合について説明すると、海外から安い精製糖が入ってくることが可能となり、その結果、調整金負担が無くなり、その分の財源を税金で負担することとなる。その場合、現行制度での交付金の総額600～800億円が1,000億円を超えることになり、現下の財政状況の中、農水省の予算だけで対応できるか難しい。このため、現行の糖価調整制度の下、皆で支えあっていくことを政策の柱とさせていただいているところ。

中嶋委員からは中長期的な検討も必要とのご意見、大木委員から消費者への制度の説明がまだ足りないとのご意見、三浦委員からはフードフェイジズムに流されないようにとのご指摘があり、我々としても努力して参りたい。

久野委員からは大所高所から調整金の枠組みのあり方、消費税の問題、防災対策での砂糖の位置付けについてご意見をいただいたところ。これは調整金を負担いただいている業界のお話であり、私どもも真剣に考えて参りたい。

戸名委員、有田委員からは異性化糖の糖価調整制度におけるあり方についてご意見をいただいた。現在はとうもろこしの国際相場と連動して異性化糖価格が高いため調整金を頂いていない状況。異性化糖に過度の負担を強いるつもりはないが、全体で制度を支えていくという中でご理解をいただきたい。有田委員からは、制度発足から5年も経つので制度のあり方を検討する必要とのご意見があったが、でん粉の状況を検証しながら適正なあり方について検討していきたい。

中野委員からは、さとうきびが地域経済を支えている現状や今年度のさとうきびの不作の状況をご報告いただき感謝。上江洲委員からも台風の影響や地域社会の維持についてもご説明いただき感謝。

小笠原委員、村上委員からは北海道におけるそばの作付、高甘味度甘味料についてご意見をいただいた。当課はそばも所管しているので辛い面があるが、てん菜を作っていただけのような政策を提示することで対応していきたい。

金城委員からは、さとうきびは国益・国防の観点から重要とのご意見をいただき、全く同感だが、農林水産省の立場から「我々の立場を超えているから他で負担をしてくれ」とは言い難いので、与えられた役割の中で精一杯この制度を運営していきたい。片平委員からは、でん粉原料用かんしょの生育状況等をご説明をいただいた。金城・片平・村上委員においては、冬に予定されている生産者の交付金価格の決定に向けて今後もよろしくお願いしたい。

久野委員：最後に、私は福井県出身だが、福井県には原発が14基あり、原発の立地している所と立地していない所では原発に対する考え方が完全に遊離している。立地がない所は今すぐ廃炉だと言うし、一方で、立地のある所は明日の生活はどうなるのかと言う。本当の国民の理解が得られていない。

地域作物も同じ。さとうきびは作物としての競争力はないが、（離島で生産され、人がそこに住むことで）現実に日本を守っている。北海道のてん菜で言えば、他の作物の生産の環境を守っている。そういったことをどこまで産地以外の地域の人たちは理解しているのか。全く理解していないのではないかと思う。その谷間を今後埋めていかないと、TPPの話で経団連が言うように、「日本の農業なんてどうでもいい」「さとうきび（栽培）なんか捨てたほうがいい」という結論になってしまう。その谷間をどのような形で埋めていくのか、農林水産省は重要な役割を果たしてもらわないといけない。そのことを強く求めておく。

熊倉部会長：日本の甘味資源のあり方を考える上で大切なことは、日本が守るべき景観あるいは文化を守るということを踏まえて進めることだと思う。さらに国を守るという大きな問題意識にもつながると考えている。

各委員からいただいたご意見を踏まえると、現状においては、糖価調整制度の維持が必要とのご意見であり、今回審議事項である調整基準価格については、概ねご了解いただけたと思う。これでよろしければ、ここで議論を終了したい。

各委員からは貴重なご意見をいただいた。ご意見の中には、砂糖・でん粉に係る政策については長期的な観点で検討すべきとのご意見もいただいたので、農林水産省においては、本部会での議論を十分に踏まえて、今後とも制度の適切な運営に努めていただきたい。

－ 以上 －